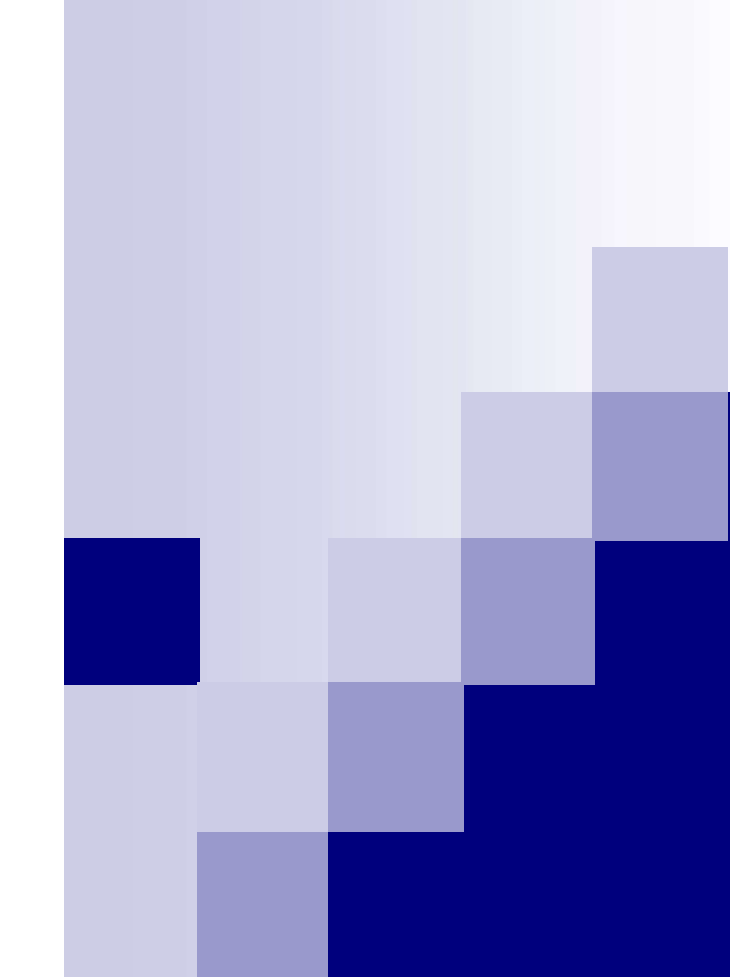




集団指導（指導・監査編）

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション

福祉局指導監査部指導第一課
介護機関指導担当

(指導・監査編)

<指導について>

「指導」

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向けて、介護サービス事業者の質の確保・向上を図ることを主眼として実施する。

【実施方法】 ① 集団指導 ② 運営指導(一般指導・合同指導)

① 集団指導

介護保険法の趣旨・目的の周知、指定事務や介護報酬請求事務の説明等の講習を実施

(指導・監査編)

②運営指導

(都道府県が行う運営指導)

【根拠法令】介護保険法

(帳簿書類の提示等)

第24条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

②運営指導

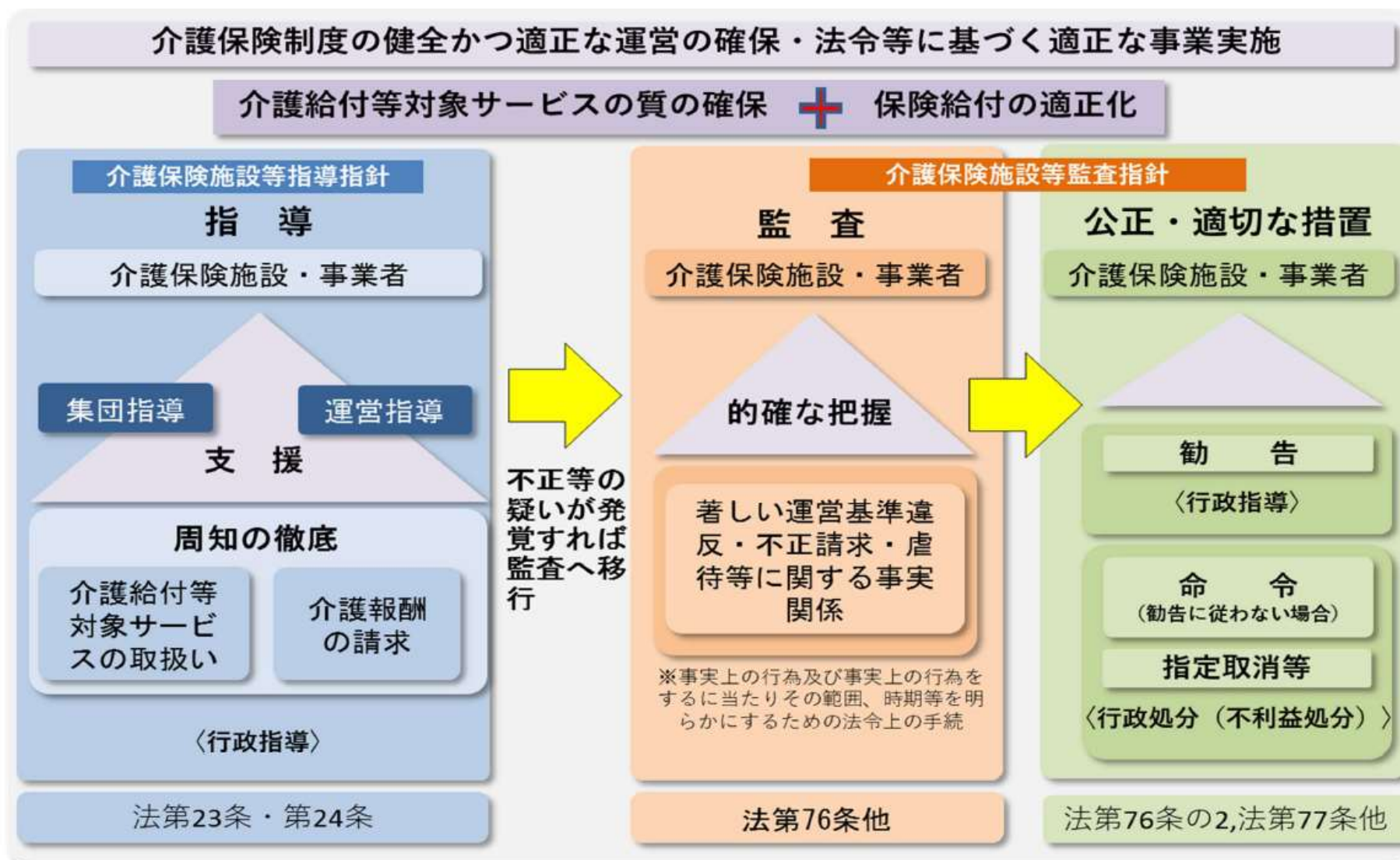
(区市町村が行う運営指導)

【根拠法令】介護保険法

(文書の提出等)

第23条 **市町村**は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第24条の2第1項第1号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

指導・監督業務の全体像



※厚生労働省 老健局 総務課 介護保険指導室「介護保険施設等指導指針・監査指針及び運営指導マニュアルの改正内容と留意点 令和4年度 介護保険指導監督等職員研修」より



(指導・監査編)

〈自己点検票の活用について〉

自己点検票は、運営基準及び算定基準に係る各項目について各事業者が自主的に点検し、事業の適正な運営に資することを目的として、東京都が作成したものです。

自己点検票の提出は必要ありませんが、事業運営状況の確認を行うためにも、積極的な活用をお願いします。

<監査について>

「監査」

指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認められる場合に、介護保険法第5章第2節及び第6節の規定に基づき実施する。

【根拠法令】介護保険法 (報告等)

※介護予防:第115条の7

第76条 **都道府県知事**又は**市町村長**は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業員であった者(以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。)に対し、**報告若しくは帳簿書類の提出**若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し**出頭**を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に**関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査**させることができる。

(指導・監査編)

「勧告・命令等」

〈居宅サービス〉

【根拠法令】法第76条の2(介護予防:115条の8)

(1) 勧告(行政指導)

都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が以下の場合に該当すると認めるときは、期限を定めて、是正の措置をとるべきことを勧告することができるとしている。

①法第74条第1項の都道府県の条例で定める基準又は員数を満たしていない場合

②法第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない場合

③法第74条第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合

※期限内に「勧告」に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令(行政処分)

都道府県知事は、「勧告」に対して、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとしている。

※「命令」を行った場合はその旨を**公示**しなければならない。

「指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止」 (行政処分)

【根拠法令】介護保険法 (指定の取消し等)

※介護予防：第115条の9

第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 1 法70条第2項第4号から第5号の2まで、第10号、第10号の2、第11号又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 法第70条第9項又は第11号の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められたとき。
- 3 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第74条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- 4 法第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営を……

〈主な法令等〉

◆条例

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第111号）
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第112号）

◆規則

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年10月11日規則第141号）
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成24年10月11日規則第141号）

◆要領

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成25年3月29日24福保高介第1882号）

◆報酬基準等

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚告第127号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）